2009.2.27

PL Report ＜2008 No.11＞

国内の PL 関連情報

ハロゲンヒーターを 8 万台リコール

（2009 年 01 月 7 日 NHK ニュース 他）

家庭用品の輸入販売会社が 2002 年から 2003 年にかけて販売したハロゲンヒーターの一部に、本体内部の配線から発火するおそれがあることがわかり、8 万台のリコールを行うことになった。

経済産業省によると、2008 年 10 月および 11 月に同製品を使用中に台座部分からの発煙など、本製品による事故がこれまでに 5 件報告されている。

原因は、配線を取り付ける際の製造不良であり、ヒーター部分が左右への首振りにより、配線がよじれてショートすることである。

このため、輸入販売会社では、購入者に対しホームページなどを通して使用の中止を呼びかけるとともに、別機種のヒーターと交換する対応を行っている。

ここがポイント

当ヒーターは「使用者がどのように首振り機能を使用するか」という設計時の想定があまく、回路短絡時の保護機能も備わっていなかったため、事故に至ったと考えられます。

当ヒーターは、PSE マークを取得している製品ですが、この基準は必要最低限の要求レベルであることを認識していなければなりません。製造業者や輸入業者は、市場における使用環境や使用状況がどのようなものかを検討し、その製品に必要な自社基準を作成する必要があります。

製品の危険因子は 100%排除できるものではありませんが、考えられる危険因子にはすべて対応してから市場に出すことを心がけなければなりません。また、新規市場に参入する等、情報が少ない事業者は、製品の設計や輸入・販売検討時に、関連事業者団体に相談をする等、リスクに対応した自社基準やリスクアセスメントの準備を整え、対象製品を検証する必要があります。

大型家電の家庭訪問修理サービスを開始

（2009 年 01 月 15 日 日経産業新聞）

製造請負・派遣を手掛ける N 社は大型家電製品を対象に、一般家庭への訪問修理サービスを開始する。自社工場での修理・検品作業で得たノウハウを活用し、メーカー側のリコール対応などの需要を取り込む。

サービスは、メーカーからのリコールによる修理依頼を受けて N 社が一般家庭を訪問し、その場で修理する内容となっている。まず関東、中部、東北地方でサービス提供を始め、メーカーからの受注拡大に合わせて対応地域を拡大していく方針である。

訪問修理は、メーカーの回収・配送コストを低減できるほか、消費者にとっても家庭で直接修理してもらえるメリットがある。

ここがポイント

N 社の訪問修理の対象である「大型家庭電化製品」は、昨年、冷蔵庫、洗濯機、洗濯乾燥機、温水器、暖房機などで 9 件のリコールが公表され、59 万台あまりの商品が対象となっています。

一般的にリコール対応は、通常の故障修理を行っているメーカー系の修理業者が実施しています。訪問修理は、使用者の在宅時間が限定されており作業時間帯が制限されるなど、事業者にとって多大な負担となる傾向があります。

作業工程を標準化することで、多くのリコール案件は外注が可能となり、メーカー系の修理業者の作業負荷の安定化が図れると考えられますが、一方でリコール専門の修理業者では、苦情対応や通常の故障が併発している場合等に十分な対応が行えないことが懸念されます。

自社製品にリコールが発生した場合、迅速に、且つ最善の対応が実施できるよう、定期的に体制の見直しを行うことが重要です。

国土交通省が自動車に関する事故・火災情報をリコール届出前に公表

（2009 年 01 月 26 日　日刊自動車新聞）

国土交通省は、自動車や自動車用品の製造業者によるリコール、改善対策などの届出前であっても、製造業者からの初期報告を受けた時点で、事故や火災などの不具合情報をユーザーに公表すると発表した。

不具合の原因などの詳細は調査中であることを明示した上で情報を提供し、重大事故の防止や適切な保守管理に対するユーザーの動機付けなどに結び付けることを目的としている。

公表は、自動車や自動車用品の不具合による事故や火災、交通事故以外の人身傷害事故、リコール対象となる設計や製造に起因するものに加えて、整備不良や不適切な使用によるケースも対象となる。

不具合情報の取得から公表までの期間は、死亡者や重傷者が出た重大事故または火災の場合、発生を知った日から 30 日以内とする。ただし、原因が明らかで被害が拡大する可能性が高い場合は、できるだけ速やかに報告するよう求める。重大事故、火災以外については、四半期ごとにまとめて報告を受けて公表する。

ここがポイント

国土交通省は不具合のある自動車や自動車用品に対して、自動車製造者・日本自動車連盟（JAF）・警察庁・各地陸運事務所・各高速道路・ユーザーなどから情報を収集し、製造業者に対して調査指示を行います。

調査結果により、製造業者の対応は「リコール」「改善対策」「サービスキャンペーン」の 3 段階に分けられます。

これまで、国土交通省は「リコール」と「改善対策」の情報のみ公表してきましたが、今後は火災や交通事故を除いた重度の人身事故等の原因が自動車にない場合を除き、すべて公表するとしています。つまり、道路運送車両法の保安基準をベースに公開していたものを、今後は実際の被害をベースに情報を公表するという内容になっています。

これに伴い増加が予想される使用者の問い合わせに対して、自動車や自動車用品の製造業者は早期・確実に対応するための体制を整えておく必要があります。

海外の PL 関連情報

米国連邦最高裁がタバコの「ライト」表示を州法で判断

連邦最高裁は 12 月 15 日、メイン州で提起されたタバコの“ライト”広告が虚偽表示であるという訴えに対して州法を適用すると判断した。5 対 4 の僅差であった。連邦法であるタバコラベル・広告法は「喫煙と健康」に関する州法の制定を禁止しているが、消費者への詐欺を規制するメイン州の不公正取引法が適用されるかどうかが争われた。

事件は喫煙者により集団訴訟としてメイン地区連邦地裁に提起されたもので、商品名として“ライト”を付したタバコがメイン州の不公正取引取締法の下で詐欺に当たると申し立てていた。“ライト”の表示により、他のタバコよりも安全であるかのごとく偽ったと主張し、その銘柄のタバコを購入し続けたことによる金銭的損害の補償を求めた。

被告タバコ会社は、本件には連邦法が優先適用されるため、連邦法に準拠したタバコ表示についての訴えは棄却されるべきと主張していた。

連邦最高裁の多数意見は、連邦法と州法は抵触しないとした。連邦法のタバコラベル・広告法は「喫煙と健康」に関して州法の制定を禁止しているが、メイン州法の不公正取引法は消費者への詐欺を禁止する一般的義務を課しているにすぎないため、両者は異なると判断し、州法に基づく訴えは禁止されないとした。

本訴訟は、誤った広告による不当な購入であるとの申立であり、対象となる損害額はさほど高額とはならない。連邦地方裁判所にて、詐欺の申立内容の審議が行なわれると同時に、原告 3 名が受けたとする詐欺の証拠から集団訴訟として扱われるかどうかが審議される。

ここがポイント

連邦法が優先適用されるかどうかは米国のＰＬ訴訟に関する項目中で最も注目されている問題です。ＰＬレポート 2008 年第 1 号では医療器具の訴訟について報告していますが、今回の連邦最高裁判断もひとつのマイルストーンとなります。

連邦法であるタバコラベル・広告法と州法の詐欺取締法との優先適用問題について論議され、連邦最高裁の判断がでました。但し、連邦最高裁判所も、以前のタバコの訴訟では連邦法の優先適用を認めており、今回の判断も 5 対 4 の僅差での判断となっています。明確な決着がついたとはいえず、再度、同じ内容の他の訴訟で連邦最高裁が取り上げ、審議する可能性があると思われます。

連邦法が州の賠償責任法に優先適用されるかどうかについては、対象の製品や法規ごとにみていく必要がありますが、今後の推移が注目されます。

米国不法行為法改革基金が訴訟環境の州別ランキングを発表

米国不法行為法改革基金（American Tort Reform Foundation，ATRF）は、12 月 16 日に不法行為法に関わる訴訟環境の良し悪しを州・地域別にランク付けした結果を発表した。

ATRF は、1997 年の創設以来続けてきた不法行為法改革の活動の一環として、調査・収集された情報を元に米国各州・各地域別に法環境を公表しており、今回が 7 回目にあたる。不法行為法の法環境が悪い州・地域を「魔の裁判地（Judicial Hellholes）」と称し以下の州・地域をあげた。

1．　ウエストバージニア州
2．　フロリダ州南部
3．　イリノイ州クック郡
4．　ニュージャージー州アトランティック郡
5．　アラバマ州モンゴメリー郡とメイコン郡
6．　カリフォルニア州ロサンゼルス郡
7．　ネバダ州クラーク郡

また、魔の裁判地となっている要素を分析し、最大の要因は判事の個性としている。基金が問題とした判事の発言を、判事名も明示しながら発表している。

ここがポイント

米国では、製造物責任を含む不法行為については各々の州法で訴訟が進められています。欠陥の定義や懲罰的賠償責任の規定などは州法によりさまざまで、法環境が大きく異なってきます。訴訟をどの裁判地で行なうかにより、結果の可能性も異なってくることから、州あるいは地区別に有利不利の調査が行なわれます。米国不法行為法改革基金は被告側法曹関係者や大手企業により支持された団体で、被告企業側にたって不法行為法の法環境を調査・研究しています。

報告された「魔の裁判地」は、企業側にとっては悪名高き地域であり、他の同様の調査でも同じ評価が与えられている地域ばかりです。これらの地域では、裁判にて公正な取り扱いがされにくいことから、訴訟の初期段階より法廷地の移送につき検討し、とるべき対応は遅滞なく取っておくべきです。また、控訴のための証拠を残す処置や早期の示談の戦略などを検討する必要があります。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。
PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　コンサルティング第一部（TEL.03-5296-8913）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2009